



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *58 和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 1
- *59 和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 1

○ 告示

- 956 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 957 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 2
- 958 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)..... 3
- 959 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 3
- 960 身体障害者福祉法による医師の指定 (")..... 3
- 961 救急病院の認定 (医務課)..... 4
- 962 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 4
- 963 保安林の指定 (")..... 4
- 964 " (")..... 5
- 965 " (")..... 5
- 966 公共測量の実施 (技術調査課)..... 6
- 967 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 6
- 968 " (")..... 6

○ 公安委員会告示

- 52 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施 6

規 則

和歌山県規則第58号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則(昭和49年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第28条第3号中「和歌山県道路公社の職員、地方教育事務所の職員及び小・中学・高校の教職員並びに」を「小学校、中学校又は高等学校の教職員及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第59号

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則（平成11年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。
第6条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第956号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年11月15日まで縦覧に供する。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年9月13日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山地域医療情報ネットワーク協議会

3 代表者の氏名

入江真行

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市橋丁21番地

5 定款に記載された目的

この法人は保健・医療・福祉関係者と患者や一般市民に対して、情報通信技術の活用等により地域の保健・医療・福祉の連携を推進することにより、安全かつ有効な保健・医療・福祉サービスの実用化及び保健・医療・福祉の質の向上と公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第957号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年9月21日指定した。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	実話マッドマックス 10月号	15279-10	コアマガジン
月 刊 誌	黄金のGT宝 vol.10	63427-09	晋遊舎
月 刊 誌	ジェイスパーク 10月号	86257-10	トライマックス
雑 誌	G. T. R. DX Vol.3	13320-10	大洋図書
雑 誌	アヴァンチュール Vol.1	06340-09	バナジー出版
月 刊 誌	漫画実話ナックルズDX	68462-74	ミリオン出版
月 刊 誌	実話ナックルズ 10月号	04877-10	ミリオン出版
月 刊 誌	実話ドキュメント 10月号	05267-10	竹書房

月刊誌	特冊新鮮組DX 10月号	06681-10	竹書房
月刊誌	ナックルズスペシャル アンタタッチャブル Vol. III	04878-10	ミリオン出版
月刊誌	BLACKBOX MAX 10月増刊号	17844-10	三英出版
月刊誌	決定版!XX 10月号	13319-10	ミリオン出版
月刊誌	BLACKBOX 10月号	17843-10	三英出版
月刊誌	黄金のGT 10月号	12259-10	晋遊舎
月刊誌	漫画実話ナックルズ 10月号	18421-10	ミリオン出版
月刊誌	恋愛美人 [イフ] 10月号	19615-10	セブン新社
月刊誌	絶対恋愛スウィート 10月号	15557-10	笠倉出版社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第958号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋齒 39-22	はたの歯科クリニック	橋本市学文路221	平成 22. 9. 29

和歌山県告示第959号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
平松義文	外科、内科	古座川町国民健康保険七川診療所	東牟婁郡古座川町下露376	平成 22. 3. 31

和歌山県告示第960号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
	視	聴	平	音	そ	肢	心	腎	呼	又	ば	小	免	肝
医療機関														

指定医師名	診療科目	医療機関名	の所在地	年月日	覚	覚	衡	声言語	しゃく	体	臓	臓	吸	はう直腸	腸	疫	臓
井上潔彦	外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成22.9.16										○	○		
堀内哲也	外科	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成22.9.16										○			
西岡亮平	外科、消化器外科	医療法人ちちばな会 西岡病院	有田郡有田川町小島278-1	平成22.9.16								○		○			
乾芳郎	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成22.9.16						○							

和歌山県告示第961号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 今村病院
- 2 所在地 和歌山市砂山南二丁目4番21号
- 3 有効期限 平成25年8月31日

和歌山県告示第962号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字八幡谷38の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第963号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園中南字有畝8の4から8の6まで、8の8、9の1、9の2、13の2、15の1、15の3、15の4、15の6、字瀬谷103の1、103の6、104の1、104の3、105の2、105の3、105の5、105の7、106の1、106の3、107の1から107の5まで、107の7、107の9、107の11、107の13
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備えて縦覧に供する。）

和歌山県告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字清水字横畑1670、字丸山2051、2053、2054

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横畑1670、字丸山2053・2054（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備えて縦覧に供する。）

和歌山県告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町小皆字十九川135（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並

びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第966号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき田辺市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（三四六総合運動公園測量業務）
- 2 作業期間 平成22年9月13日から平成23年3月28日まで
- 3 作業地域 田辺市元町、明洋地内

和歌山県告示第967号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3098	岩出市備前字平松14番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 22.9.21	6.00	26.36
				6.00	27.15

和歌山県告示第968号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3105	有田市糸我町西字堀町52番の一部	有田市糸我町西558番地 株式会社南元 代表取締役 宮井俊行	平成 22.9.21	4.80	35.00

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第52号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成22年10月1日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

- 1 審査の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務1級及び2級
 - (2) 施設警備業務1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

平成22年11月29日（月）午前10時から午後4時まで

3 審査場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館

4 定員

合計20名

5 審査対象者

審査の対象者は、和歌山県内に住所を有する者若しくは所属する営業所が和歌山県内にある者又は和歌山県公安委員会から警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者であって、次の（1）から（10）までのいずれかの要件に該当するものとする（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格した者

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者

6 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

7 申出期間

平成22年11月1日（月）及び同月2日（火）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間

8 審査を希望する者の手続

(1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、7の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
- ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。
- エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に11の問い合わせ先に確認しておくこと。
- カ 上記の手続を経て、受付番号を取得した審査希望者を審査予定者とする。

9 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

8により審査予定者となった者は、平成22年11月8日（月）から同月10日（水）までの3日間の各日も午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

(2) 提出する審査申請書類等

- ア 審査申請書
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
- ウ 旧合格証の写し
- エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）
- オ その他
 - (ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通
 - (イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
 - (ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1通
 - (エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。

(3) 審査申請書等の提出先

- ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署
- エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内の警察署

10 その他

- (1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

11 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話番号 073-423-0110（内線3027又は3028）